

運用細則

平成26年（2014WEM大会）

2014WEM0226T

平成26年2月26日

ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会

『ワールド・エコノ・ムーブ』実施規定の運用細則

この細則はワールド・エコノ・ムーブ実施規定に基づき運営するにあたり、競技委員会に於いて細則が必要であると認め定めたものであり、実施規定第43条 補則の「あらゆる規定」に該当するものである。

1. 第34条 安全性

第34条 安全性 6項の運用細則

外部からのガムテープ等でカウルの固定は禁止とする。

2. 第37条 ドライバーの体重

第37条 ドライバーの体重 2項の運用細則

ウェイトの個数は2個までとする。1個が10kgを超える場合は2分割できるものとする。ウェイトは車両に固定できるようにすること。ただし、構造体として使用してはならない。

付記

平成26年2月26日WEM2014 ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会
実施規定の運用細則として通知

以上